

EU諸国向け繊維製品輸出に係る原産地証明書について

ご案内のとおり、EU諸国向けに繊維製品を輸出する場合には、EUの規定（**Council Regulation (EC)No 1541/98 of 13 July 1998**）により当該製品の原産地証明書の提出が義務付けられています。また、同規定に従い、わが国の企業が日本産繊維製品を輸出するに際し原産地証明書を申請するについては、日本政府の要請により日本商工会議所として、有償・無償に係わらず、コマーシャル・インボイスの他に当該繊維品が日本産に相違ない旨の「誓約書」の提出を義務付けております。

このたび、EU官報「**Official Journal of the European Union (4 October 2011) ※**」に、「**Council Regulation (EC)No 1541/98** を廃止し、EUに輸入する繊維製品について、これまで必要としていた原産地証明書は不要とする」旨の公表がありましたので、本件に関する東京商工会議所の取り扱いについて下記のとおりお知らせいたします。

※ <http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2011:259:SOM:EN:HTML>

(記)

1. EU諸国向け繊維製品に係る原産地証明書の発給について

このたびのEUの決定により、EU機関としては原産地証明書を不要にしたものの、輸入者側の事情等により当該証明書が求められることもあり得ることから、今後も輸出企業から申請があった場合にはこれまで通り、同証明書を発給いたします。

2. 日本産繊維製品を輸出する際の「誓約書」の取り扱いについて

日本商工会議所ではこれまで、日本政府の要請により同誓約書の提出を義務付け、東京商工会議所はこの取り扱いに従い申請企業に同誓約書の提出を求めてまいりました。当所では、このたびのEUの決定を以て、本取り扱いが廃止されるか否かにつき日本商工会議所を通じ日本政府へ照会を行っておりますが、現時点で未だ回答を得ておりません。

つきましては、日本産繊維製品に係る原産地証明書の申請が今後もあった場合には、当面の間、これまで通り、同誓約書の提出を要するものいたしますので、申請企業におかれましてはご対応方、よろしく願いいたします。

以上